

第1回里地里山保全・活用検討会議議事概要

日時： 平成21年12月2日（水） 16:30～19:15 於 砂防会館

出席： あん・まくどなど委員、石井委員、岩槻委員、進士委員、竹田委員、中越委員、
宮林委員、森本委員

議題：

1. 平成20年度事業の結果について
2. 今年度事業の全体枠組みと里地里山保全・活用検討会議について
3. 里地里山の現状と課題について
4. 里地里山保全・活用行動計画（仮称）の基本的考え方について

会議資料：

- 資料1 平成20年度事業の結果について
- 資料2 今年度事業の全体枠組みと里地里山保全・活用検討会議
- 資料3 里地里山の現状と課題について
- 資料4 「里地里山保全・活用行動計画（仮称）」の基本的考え方について

議事（1）平成20年度事業の結果について

【事務局資料説明】

【質問・意見】

委員：

- ・ 離島には地域独自の自然をうまく利用している面白い取組がたくさんあるが、特徴的取組の60事例にはあがってきていない。

委員：

- ・ 広島の間々畑など瀬戸内海の離島の事例をたくさん知っているのが残念。平成の大合併で役所が本土に移ったために情報が届かなかったのだろう。

事務局：

- ・ アンケートの回答には隠岐や佐渡、対馬、五島などからの情報もあったが記述内容が少なく60事例には入らなかった。

委員：

- ・ アンケートを整理する段階で、取り組みタイプや観点を（事例抽出の枠組として）決めたが、立地による観点が抜けていた。北と南、本土山間部と離島などで違うので、立地の観点から別のものさしを作らないといけない。
- ・ 総括の段階で、立地による多様性がわかるように整理してほしい。

環境省：

- ・ 事例の収集整理の作業は昨年度の 60 事例で終わりではなく、地域の参考になる事例があれば今後も追加する予定。その中で立地上の違いもフォローしていきたい。

委員：

- ・ 本気で取り組んでいるのは地方なので、やはり地方からきちっと系統的に取り上げるべきだろう。

委員：

- ・ HP の 60 事例では、どういう資金を活用しているのかも紹介してほしい。森林環境税を導入した都道府県では成果の検証が課題になってきているが、こういうふうに関に立っていると示してもらえると非常に助かる。都道府県も補助を出しやすくなる。

議事（2）今年度事業の全体枠組みと里地里山保全・活用検討会議について

【環境省資料説明】

【質問・意見】

委員：

- ・ SATOYAMA イニシアティブの「3つの理念、5つの視点」と抽出した事例とのつながりがよくわからない。環境保全型農林業の姿が見えないし、生物多様性保全の科学的内容、生態系サービス、伝統的知識と近代的な知識の融合、伝統的生活文化の伝承なども弱い。
- ・ まず、日本の事例がしっかりしていないと SATOYAMA イニシアティブへの支持は広がらないのではないかと。

環境省：

- ・ 「SATOYAMA イニシアティブ」というと「里山は日本ならではのものではないか？」という受け止め方が多いが、「里山的な環境はそれぞれの国にあってそれぞれ伝統的な自然の利用の仕方があり、そこから学ぶべきものは多い。どこの国でも生物多様性の保全を念頭におきながら、持続可能な利用を進めていこう。」ということを発信するのが SATOYAMA イニシアティブの基本的な理念。
- ・ 途上国に関心を持ってもらうには、日本の里地里山の問題にとどまらず、人口増、食糧危機などにも対応する自然資源の持続可能な利用の幅広い取組として掲げる必要がある。そのため、あえて日本の取組のすばらしさを PR はしないが、一方で国内の作業で国際的に打ち出していけるものを準備することも重要。国内と国際の取組を同時並行で進めていきたい。

委員：

- ・ SATOYAMA イニシアティブで理念や視点が出た以上、やはり国内の取組事例もそれと論理的に整合するように整理しておくことが必要だ。

委員：

- ・ イニシアティブという以上、今まで日本が里地里山でやってきたことが地球の持続可能性にとってどういう意味を持つのか、コンセプトとして打ち出していくことがまず必要ではないか。事例を集めて比較するだけではコンセプトは出てこない。コンセプトがまずあって、理

念や行動指針があって、それを事例で説明するというのが本来の順序。

委員：

- ・ ホームページの事例では全くふれられていないが、途上国を対象とする場合、5番目の「地域社会・経済への貢献」の視点が重要。活動において、どれだけ資金が必要で、どれだけ経済効果があるのかは必ず聞かれる。
- ・ 資料2(p2-4)の図ではCOP10が最終目標となっているが、あくまで通過点。イニシアティブという以上、どうフォローアップ・展開するのか、先の見込みも示すべき。

委員

- ・ SATOYAMA イニシアティブもそもそも生物多様性保全が立脚点かと思うが、資料2(p2-2)の「理念と視点」のどこにあるのか。「人と自然の共生」、「生態系サービスの最適化」とあるが、例えば外来種を利用して生態系サービスを最適化するというようなこともあり得るのかと思ってしまう。
- ・ 資料2(p2-4)で他省庁施策、自治体施策の情報収集とあるが、連携については触れられていない。例えば環境省は「里地里山」、農水省は「中山間地」と言っているが、そのような状況で連携は可能なのか。

環境省

- ・ 生物多様性基本法で「里地、里山の保全」は明確に位置付けられ、政府一体で進めていくということになっている。各省連携は当然の前提と考えている。
- ・ SATOYAMA イニシアティブとしては条約の二番目の目的である「持続可能な利用」を前面に打ち出していく。もちろんそこには多様性を失わない形で利用していくという観点が含まれていることを強く訴えていく必要があると思っている。

委員：

- ・ この理念と視点は環境省内での議論で決定したものか。国際会議のなかでまとめたものか

環境省：

- ・ 基本的な考え方は本年7月25日にアジア地域の専門家やCBD事務局などの人たちが参加して国連大学で開かれた第1回準備会合で打ち出された。国連大学で従来研究してきた成果も入っている。これから世界各地の専門家や各国の意見を聞きながら必要な修正を加えていきたい。

委員：

- ・ 農水省の農村環境保全を活用した地域活性化に関する事業の委員会に参加しているが、豊岡、佐渡等5つの地区を対象に生物多様性保全機能の経済的評価の検討が行われている。そういう事業の情報も収集してほしい。
- ・ 里地里山と里海の連携はあるのか。

環境省：

- ・ SATOYAMA イニシアティブでは、漁村も含めて考えたほうがいいという意見が多い。

委員：

- ・ 行動計画の最終的なまとめがパートナーシップだとすると、コミュニティを守っている人たちが 10%くらいで、企業や都市部で活動している人たちが 90%くらい。その 90%の人たちがまず一緒に行動しなければパートナーシップにならない。コミュニティ中心の従来型のコモンズではなく、いろいろな主体が参画したコモンズではないか。
- ・ 「新たなコモンズ」には、企業とコミュニティとの新たな関係づくりも事例に入れてほしい。伊那谷のコミュニティ企業（興和）、富士フィルムの取組、静岡の一村一社運動など。

議事（3）里地里山の現状と課題について

【事務局資料説明】

【質問・意見】

委員：

- ・ 資料3(p3-5)で、シイ・カシ萌芽林は遷移が進行して照葉樹林になると書いてあるが、現状は、地表が真っ暗になり表土が流亡するという問題が生じている。また、資料3(p3-9)では小さく書かれているが、「中・大型哺乳類の生息域拡大」は農山村を疲弊させている大問題。関係省庁連携の一番重要な課題だ。
- ・ 資料(p3-12)で植生調査が「継続中」とあるが、本来5年ごとに作るようになっていた。里地里山はこの十数年の間にずいぶん変わっており古いデータで解析しても意味がない。とにかく早急に調査を終わらせてほしい。
- ・ 限界集落の話が出てきていないが、農水省ではいろいろな対策を進めているようなので、もう少し調べてほしい。
- ・ 「重要文化的景観」(p3-19)については、単に景観がきれいというだけでなく、景観の維持管理の実態も把握し管理のための保存計画が地域でしっかり立てられて初めて認定している。
- ・ 先月13日、名古屋でCOP10に向けて自治体間で共通認識を深める「生物多様性自治体会議2009（プレ国際自治体会議）」が開催された。企業の取組について膨大な情報量の資料が配付されており、参考になると思うので入手してほしい。
- ・ 企業、特に電力会社には、環境省からCSR活動への積極的参加を強く指導してほしい。

委員：

- ・ 資料3(p3-33)の「取組促進の課題」には「国は縦割り行政で、有機的連携は地方自治体以外には困難」とあるが、結局「地方の皆さんでやって下さい」ということなのか。国には縦割りをやめて横断的に青写真を作るという責任があるはず。

委員：

- ・ 各省庁の役割分担はあるが、具体的な事業を地域でやっていくときには連携または一体化していないといけない。里地里山はそういう取り組みにもっともなじみやすい理解もされやすい。

委員：

- ・ 資料にある企業の取組みは森林を対象としたものだけだが、「企業と集落（里）」という視点

からの NEC とアサザのプロジェクトといった事例もある。森林だけでなく里地里山全体をどう残すかという視点からの取組も見ていくべき。

委員：

- ・ 国営公園での里地里山の整備や学校の教育活動としての里山整備は、そもそも産業や生活との結びつきはない。こうしたところを里山と言ってよいのだろうか。生物多様性保全上の意味はあると思うが。

委員：

- ・ 里地里山は本来農林業との結びつきの中で維持されてきたものだが、今の全国的な里地里山保全活動はむしろ環境保全活動とか環境教育とかに比重が移ってきている。農林業とつながっていなければ里地里山と認めないとすると活動は広がっていかない。

委員：

- ・ 備北丘陵国営公園ではオオムラサキの棲む里山づくりを進めている。周辺の市民や地主さんにもう一度山の手入れをしてもらうためのモデルとして残す。国営公園はこうした啓発の場としても重要なので、里山という言葉が使えないと困ってしまう。

議事（４）里地里山保全・活用行動計画の基本的考え方について

【事務局資料説明】

【質問・意見】

委員：

- ・ 生物多様性保全の観点からいうと、資料４(p 4-7)「地域での取組促進の枠組み(案)」の図で示されている「協働の主体」には生物のことがわかる専門家が含まれているべき。本来の生物多様性保全の観点の欠落が気になる。

委員：

- ・ 資料４(p 4-6)「行動計画の構成(案)」で「農林業資源としての活用」をあげているが、従来の価値だけでなく、ペレットストーブの普及とペレット化の取組なども進んでいる（高知県の例）ので、新しい資源価値も取り上げてほしい。
- ・ また、資料４(p 4-7)の「枠組み(案)」の中には、里山整備や管理の評価システム、生物多様性保全への貢献の評価を位置づけてほしい。
- ・ 環境省で生物多様性の指標の検討が進められているようだが、里地里山の評価では絶滅危惧種だけでなく「原風景」の要素である普通種も取り上げるべき。

委員：

- ・ 協働の主体に専門家が入るべきとの意見はそのとおり。
- ・ 活動への支持を広げていくためには、協働に直接関わる三者だけでなくその外側にいるサポーター、市民の応援が大切。
- ・ そのためには活動を評価・認証するシステムがあるべき。CO₂ 吸収源には触れられているが、里地里山の生態系サービスはそれ以外にもたくさんある。農水省では多面的機能として位置づけているが、その評価も取り入れるとよい。数字で示せる評価が必要でそのための研究開

発が大事。

- ・ 「新たなコモンズの創出」や「伝統的知識と近代的知識の融合」は新しい事業や活動であり、市民・サポーターを巻き込みながら新たな活動を支援していく枠組みが必要。アメリカでは、地産地消で地元農産物を積極的に購入しようという地域コミュニティ支援型農業の取り組みがあり、インキュベーションの段階、実証の段階、利益を出す段階など段階的に行政がサポートしている。
- ・ 活動を進める際には、狩猟、土地所有などの法的枠組みがネックになるケースが出てくる。立ち木処分権だけを持っている人がいるというようなことが障害になる。新たなコモンズというのは里地里山の恵みを誰がシェアするかということにつながるが、市民にもインセンティブを与えるには法的枠組みの整備が必要。

委員：

- ・ 60年代は農民が7割だったが、今は10%くらい。国民全体で支えるべき共有の資源というが、国民の質はまったく違う。運動論的に言うと里地里山を守っていく必要性とは何なのか、国民にとって里地里山はどのような位置づけにあるのかをきちんと示す必要がある。
- ・ 所有権の問題をどう処理するかも課題。
- ・ 連携・協働の主体は固定的に考えるのではなく、さまざまな主体をどうやって守る主体に変えていくか、もう一步先まで考えてほしい。

委員：

- ・ 地方で里山里海レポートをまとめていると、県の担当者の反応は、国の資料の引用から始まる。里地里山保全は現場に尽きるというのは確かだが、国が横断的な旗を掲げてくれないと縦割りに邪魔されてしまう。現場に希望を持たせるような横断的旗揚げをお願いしたい。

委員：

- ・ p 4-7「国民全体で支える共有の資源」とあるが、この前に、「食糧危機や燃料危機に対処する、コミュニティの底力を増大させる」旨の文言を加えてほしい。里地ネットワークの立ち上げの理念も「コミュニティの保全」にあった。京大・内藤先生とまとめた「里地からの変革」という本をレビューしてほしい。

委員：

- ・ 現在進められている事業仕分けを見て痛感するのは、国の役割とは何かということ。国土の管理は国の大事な役割であり、植生も含めた基本的な国土情報の整備は一元的に同じ精度で全国隅々まで行われるべき。
- ・ 里地里山は国土の4割を占めており、その保全は国民参加のもとでないとできない。だから、個別事業を積み重ねるのではなく、国土管理という大きな枠組みの中でまず一番大切なことは何かということ踏まえて方向性を示していくべき。
- ・ SATOYAMA イニシアティブとの関係では、国内だけで通じる理論では意味が無い。全体の体系はひとつのほうがいい。理念、視点（プロセス）に沿った整理が必要。
- ・ 国民に活動の重要性を理解してもらい参加を求めていく。そのための全体像をシンプルに見せていく必要がある。国土的視野で考えてほしい。

以上